

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第124号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月6日（月） 12時50分ごろ	
発生場所	宮城県七ヶ浜町仙台塩釜港塩釜第3区 地蔵島灯台から真方位120° 650m付近（概位 北緯38° 19.2′ 東経141° 04.7′）	
事故等調査の経過	平成21年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八丸 <sup>まるふく</sup> 福丸、3.3トン MG3-9634（漁船登録番号）、個人所有 B モーターボート 第五たか丸、5トン未満（長さ6.17m） 210-46379宮城、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A なし B 負傷 2人（船長B、同乗者1人）	
損傷	A 船首部に擦過痕 B 船首右舷に破口	
事故等の経過	A船は、船長A1人が乗り組み、右舷方で操業している漁船に注意を向けながら、波多崎北方沖を14～15ノットの速力で手動操舵により航行中、地蔵島に向けて西北西の針路にしようとして左転した。 B船は、船長Bが友人2人を乗せ、釣りの目的で、機関を停止して錨泊中、船長BがB船に向かって接近してくるA船の存在に気付いたが、衝突を避けるための動作をとることができなかった。 両船は、平成21年7月6日12時50分ごろ、仙台塩釜港塩釜第3区において、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 衝突後、両船は自力でB船の係留地に戻った。 船長Bは右大腿部打撲を、B船の友人1人は頸椎捻挫及び右肘挫傷を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：平穏	
その他の事項	船長Aは、レーダーを0.75海里レンジで作動させていたが、レーダー画面を見ていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、仙台塩釜港内を西北西進中、右舷方で操業をしていた漁船に注意を奪われ、左舷船首方で錨泊中のB船に気付かず、B船に向けて航行したものと考えられる。

		B船は、錨泊中、間近に接近したA船を認めた が衝突回避の動作をとることができず、A船と衝 突したものと考えられる。
原因	本事故は、仙台塩釜港において、A船が西北西進中、B船が錨泊中、A 船が操業していた漁船に注意を奪われてB船に気付かずに航行したため、 両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	